

# 外国人雇用をご検討中の経営者様へのご案内

## 外国人労働問題に詳しい弁護士によるセミナー

“実務”と“事例”に基づき徹底解説

2019年4月1日  
改正入管法施行!

# 外国人労働者雇用 における留意点

～改正入管法施行に伴う企業に求められる対応～

平成31年4月、入管法改正により、「特定技能」という新しい在留資格が創設されました。

これにより、これまで大きく制限されてきた就労目的での訪日幅が幅広い業種・業態で解禁されることとなります。

政府の発表によれば、今後5年間で、数十万人の外国人を受け入れることが見込まれています。

今回のセミナーでは、そもそも「特定技能」とはどのような資格なのか、そして、「特定技能」の在留資格で訪日した外国人に対して、企業が受け入れる際の留意点および対応について、徹底解説いたします。

### 日時

2019年 **5月23日** (木) **16時～18時**

### 場所

京都総合法律事務所 (受付5階)

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角

河原町二条ビル5階

### 費用

**参加費：2,000円** (1社1名あたり)

※顧問先様については2名様まで無料



京都市役所前駅16番出口徒歩約5分  
三条駅12番出口徒歩10分

セミナーのお申込みは下記を記載のうえ、FAXで送信下さい。FAX：075-256-2561

貴社名		ご担当者様名	フリガナ
ご出席者様名	フリガナ	役職名	
ご住所	〒		
電話番号	( )	メールアドレス	
FAX番号	( )		

お申込期限：5月21日 (火) 17時

定員に達した場合、受付を終了させていただく場合がございます。予めご了承ください。

# 外国人労働者雇用における留意点

講師

京都総合法律事務所

パートナー弁護士 伊山 正和



## ■講演予定内容（一部）

- ・入管法改正で何が変わるのか
- ・「登録支援機関」とは
- ・「受入機関」となるために求められること
- ・業界別の活用方法
- ・外国人特有の労務トラブルと対策

## ■出身大学

立命館大学大学院法学研究科博士課程前期課程修了 修士(法学)

## ■講師紹介

刑事事件や労働事件に関心を持ち、京都弁護士会においても、刑事弁護や貧困問題に関する委員会活動に携わり、刑事委員会委員長や貧困問題対策プロジェクトチームの座長の任に当たらせて頂いたこともありました。

平成25年度には、京都弁護士会副会長及び近畿弁護士会連合会常務理事を拝命し、平成27年度から平成30年度までは、日本司法支援センター（法テラス）京都地方事務所副所長を務め、それぞれの組織運営にも携わらせて頂きました。

現在は、亀岡調停協会に所属して亀岡簡易裁判所に係属する民事調停事件の調停委員を務めつつ、京都労働局では紛争調整委員として労働局でのあっせん制度にも関与させて頂いているほか、大学からのご依頼を受けて、学生向けの単発的な講義を担当させて頂いています。

## ■注力分野

労務・労働問題を中心に企業活動や社会活動に伴う法律諸問題への対策・対応に注力しています。

## 事務所紹介



京都総合法律事務所では現在、経験豊富なベテランから元気あふれる若手による12名の弁護士と、11名の事務局員が所属しており、それぞれが各自の持ち味を活かしたサポートを提供させて頂いています。

身の回りのご相談・ご依頼から、複雑で大規模な問題に至るまで、何なりとご用命ください。

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル5階

TEL：075-256-2560 FAX：075-256-2561

URL：<http://kyotosogo-law.com/>

